

広島県公安委員会規則の読点の表記を改める規則をここに公布する。

令和6年7月1日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

#### 広島県公安委員会規則第9号

##### 広島県公安委員会規則の読点の表記を改める規則

この公安委員会規則の施行の際現に公布されている広島県公安委員会規則中、読点として表記する「，」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この公安委員会規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。